

## 第5章 高齢者一般施策と関連事業の展開

## 1 介護保険制度を補完する高齢者一般施策（市単独事業）

本市では、介護保険制度を補完するため、次の事業を市単独事業として実施しています。今後ともこれらの事業について見直しを図りながら事業を展開していきます。

### （1）高齢者日常生活用具給付等事業

高齢者日常生活用具給付等事業は、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者等で日常生活用具が必要な方に対し、火災報知器、携帯型熱中症計、電磁調理器、自動消火器、おむつの給付及び福祉電話の貸与を行う事業です。

区 分	現況	計 画		
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
火災報知器	4 件	4 件	4 件	4 件
携帯型熱中症計	10 件	10 件	10 件	10 件
電磁調理器	10 件	10 件	10 件	10 件
自動消火器	2 件	2 件	2 件	2 件
おむつ等	813 件	860 件	880 件	900 件
電話貸与	13 件	14 件	14 件	14 件

### （2）移送サービス事業

移送サービス事業は、寝台車両及び車いすを必要とする 65 歳以上のねたきり高齢者等が通院などをする際に移送サービスを提供するもので、ねたきり等で要介護認定を受けた方（要介護度 3～5）で一定の所得要件に該当する方を対象に、移送費用に対する助成を行う事業です。

区 分	現況	計 画		
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人員	65 人	65 人	65 人	70 人
延べ補助件数	343 件	355 件	360 件	370 件

### (3) 生活支援サービス事業

生活支援サービス事業は、介護保険適用外の虚弱な高齢者が居宅で自立した生活を維持できるよう、訪問家事援助、ショートステイ、デイサービス及び搬送入浴を提供する事業です。

区 分	現況	計 画		
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人員	27 人	27 人	27 人	27 人
延べ派遣時間数	1,139.5 時間	1,100 時間	1,100 時間	1,100 時間

※ホームヘルプサービス事業のみ計上

### (4) 配食サービス事業

配食サービス事業は、おおむね 65 歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみ世帯、日中独居となる世帯を対象に、安否確認も兼ねた訪問配食事業として事業所に委託して昼食の配食を実施する事業です。

区 分	現況	計 画		
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人員	580 人	720 人	800 人	890 人
延べ配食数	63,691 食	78,400 食	87,100 食	96,700 食

### (5) 重度要介護高齢者手当支給事業

重度要介護高齢者手当支給事業は、身体上又は精神上の障がいのため、日常生活に著しい支障のある高齢者（65 歳以上の要介護 4 又は 5 に該当する人で、介護保険施設入所者を除く）に対し、重度要介護高齢者手当を支給する事業です。

区 分	現況	計 画		
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	878 人	940 人	970 人	1,000 人

## (6) 介護保険利用促進事業

介護保険利用促進事業は、市民税非課税世帯であって居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービスに必要な利用料を負担することが困難な方に、利用料の一部を補助する事業です。

区 分	現況	計 画		
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ補助件数	12,145 件	14,500 件	15,500 件	16,500 件

## (7) 緊急連絡システム事業

緊急連絡システム事業は、居宅の電話に救助通報機を設置し、急病や事故等の緊急事態発生時にボタンを押すと自動的に消防署に通報され、直ちに救急活動が行われる事業です。

区 分	現況	計 画		
	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実利用者数	866 人	1,450 人	1,500 人	1,550 人

## (8) 緊急連絡カード配布事業

緊急連絡カード配布事業は、ひとり暮らし高齢者等の緊急事態発生時に速やかに援護できるよう、緊急連絡カードを作成し配布する事業です。また、平成 21 年度から緊急情報ステッカーを併用することにより、高齢者の安否確認や安心感の醸成を図っています。

## (9) その他の高齢者福祉サービス

その他の福祉サービスとして、以下の事業を実施しています。

- ・寝具乾燥車派遣事業
- ・入浴助成事業
- ・訪問理美容サービス事業
- ・介護保険高額介護サービス費等資金貸付事業

## 2 健康増進法に基づく高齢者保健事業

施策・事業名（所管課）	内容
①健康手帳等の普及・活用 （保健センター）	<p>自らの健康管理を実践するための指針となる健康手帳を配布しています。</p> <p>なお、薬剤師会では、正しい服薬管理ができるよう「お薬手帳」を配布しており、健康手帳との連携・一体化が求められています。</p>
②健康教育 （保健センター）	<p>健康教育については、より多くの市民が参加できるよう、身近な地域における開催に努めるとともに、個人の生活習慣に対応した継続的な保健指導が行えるよう事業を実施しています。</p>
③健康相談（精神保健相談を含む） （保健センター）	<p>市民が自ら健康問題を解決していけるよう、高齢者いきいき広場や商店街のすこやか広場など、高齢者が集まる場を利用した健康相談や精神保健相談を実施しています。</p>
④訪問指導 （保健センター）	<p>高齢者相談センターと連携し、閉じこもりや認知症、うつ予防のための訪問指導を行っています。</p>
⑤がん検診 （保健センター）	<p>健康教育や健康相談など、あらゆる機会を活用して受診勧奨を行うとともに、市民が受診しやすい環境づくりを進め、受診率の向上に努めています。</p>

### 3 生きがいと社会参加支援にかかる施策

#### (1) 地域交流活動の支援

施策・事業名（所管課）	内容
①老人クラブ活動の活性化支援 （長寿支援課）	老人クラブについては、世代間交流機会の拡充や高齢者自身の心身の健康を保持するための健康づくり事業、新たな地域福祉活動への参画などが期待されています。
②地域における交流拠点の確保 （長寿支援課、経済振興課）	「高齢者いきいき広場」は、高齢者が歩いていける身近なところで趣味活動、仲間づくり、世代間交流等のための施設を提供するほか、健康相談、介護相談その他各種の相談の場を提供するための事業で、現在、市内に5か所設置しています。 また、身近な地域におけるより多くの交流拠点を提供するため、平成19年度から、「ほっと茶や事業」を実施しています。 「すこやか広場」は、商店街の空き店舗を活用し、買物をする者の休憩の場等を提供することにより、商店街の活性化を図るための施設で、現在、市内に2か所設置しています。
③老人福祉センターの活用と充実 （長寿支援課）	老人福祉センターは、市内に居住する高齢者に対し、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するための施設で、市内に3施設あり、利用者による活発な自主サークル活動も行われています。
④学校教育との連携による世代間交流の促進 （長寿支援課、生涯学習スポーツ課、指導課）	市内の各小・中学校において「総合的な学習の時間」や「高齢者いきいき広場」、「生涯学習ボランティアバンク」等を活用し、地域の高齢者と交流する機会の提供を行っています。

#### (2) 生涯スポーツ・学習活動等の推進

施策・事業名（所管課）	内容
①公民館等における講座の開催 （生涯学習スポーツ課、長寿支援課）	公民館、コミュニティセンター及び老人福祉センターにおいて開催している各種講座について、利用者の意向に基づきながら魅力ある事業の提供に努めています。 高齢者のニーズに対応した学習機会を提供するため、生涯学習情報誌の活用やホームページ等により、高齢者にわかりやすい学習情報の提供に努めるとともに、市内小・中学校、高等学校及び専門学校・大学等との連携を図り、市民を対象とした講座等を提供しています。
②新座市民総合大学 （生涯学習スポーツ課）	「新座市民総合大学」は、毎年、市内3大学（跡見学園女子大学・十文字学園女子大学・立教大学）の協力を得て、3学部3学科を開学しています。 大学修了後、ボランティア活動に御協力いただける方には、サポーターとして市が委嘱を行っています。

施策・事業名（所管課）	内容
③生涯学習ボランティアバンク （生涯学習スポーツ課）	「生涯学習ボランティアバンク」は、様々な知識や経験、優れた技能や技術を持った方が生涯学習指導者として登録し、これから学習活動に取り組もうとするグループや個人に対して、登録者を紹介する制度です。
④スポーツ・レクリエーション活動の促進 （生涯学習スポーツ課、長寿支援課）	高齢者をはじめ、すべての市民が気軽にスポーツを楽しむことができるよう、市営運動施設の利用促進に努めるとともに、中高年者向けスポーツ・レクリエーション教室を開催しています。
⑤シルバー人材センターの支援 （長寿支援課）	シルバー人材センターに対し、社会的意義や公共的役割の機能を促進する観点から財政的支援を行います。

### （3）こころのバリアフリー施策の推進

施策・事業名（所管課）	内容
①学校教育における福祉教育の推進 （指導課）	高齢者に対する感謝の気持ちや思いやりの心を育み、高齢者から生きた知識や人間の生き方を学ぶ機会を提供してもらうため、総合的な学習の時間等を活用し、高齢者との交流活動や実践活動を通して福祉に関する啓発を行っています。
②福祉に関する理解のための啓発 （生活福祉課）	高齢者を始め障がい者、健常者や子どもたちが交流する、心のかよう福祉を考える機会を提供するため、福祉の里で福祉フェスティバルを開催しています。
③ボランティア登録の促進と活動機会の推進 （コミュニティ推進課、生涯学習スポーツ課）	<p>コミュニティ推進課ボランティア・地域活動支援室を情報収集の拠点として、社会福祉協議会ボランティアセンターや生涯学習ボランティアバンクとの連携によるボランティア情報の一元的な整理・把握を行っています。</p> <p>団塊世代を始めとするシニア世代は、今後の市民との協働によるまちづくりの貴重な担い手であるため、気軽に地域活動への第一歩を踏み出すきっかけとなるよう、地域デビューセミナーを開催します。</p>

### （4）災害時の安全確保にかかる施策の推進

施策・事業名（所管課）	内容
①避難行動要支援者対策の推進 （市民安全課、長寿支援課、介護保険課、障がい者福祉課）	災害時に自力での避難が困難な「避難行動要支援者」が、災害時における支援を地域の中で受けられるようにするため、対象者個々に応じた避難支援プランを作成しています。また、避難行動要支援者に対する支援が円滑に実施できるように、町内会、自主防災会等と連携し、情報の共有を行っています。

## 4 高齢者福祉施設

老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「老人福祉計画」において記載すべきサービス等の目標量は次のとおりです。

### (1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において養護を受けることが困難な方が入所し、自立した日常生活を営むための施設です。

区分	実績値			第 6 期計画期間		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数	0	0	0	0	0	0
入所定員	—	—	—	—	—	—
利用者数	33	34	38	38	38	38

※平成 26 年度は見込値

### (2) 軽費老人ホーム（ケアハウス含む）

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、食事などの生活に必要なサービスが提供される施設です。

区分	実績値			第 6 期計画期間		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数	1	1	1	1	1	1
入所定員	89	89	89	89	89	89
利用者数	市内在籍者	55	50	61	62	62
	全入居者	84	87	81	—	—

※平成 26 年度は見込値

### (3) 老人福祉センター

老人福祉センターは、健康の増進や教養の向上などを図るため、レクリエーション等を通じた交流や仲間づくりを行うための施設です。

区分	実績値			第 6 期計画期間		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数	3	3	3	3	3	3

### (4) 在宅介護支援センター

主に居宅において生活する地域住民からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保健医療の向上及び福祉の増進等の支援を総合的に行う施設です。

区分	実績値			第 6 期計画期間		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
在宅介護支援センター（設置数）	2	2	2	1	1	1



## 5 住まいと住宅関連施策

地域包括ケアシステムの実現に向けては、高齢者が心身の状況に応じて、安心して日常生活が送れる住まいの選択ができる環境整備が必要となります。

このため、住み慣れた自宅において、安心して暮らし続けられるよう支援するほか、心身や環境の変化に伴う住み替えの際の選択肢となり得る有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備に当たり、高齢者の日常生活に配慮されたものとなるよう、届出・登録を受け付ける埼玉県との調整を図っていきます。

### (1) 居宅改善整備費助成

居宅改善整備費助成は、高齢者が日常生活において直接利用する居宅の一部を使いやすく改修しようとする際の費用の一部を助成する事業です。

介護保険サービスにおける住宅改修費の支給と併用して、また、介護保険サービスにおいては対象とならない一定の改修工事について、助成を実施します。

### (2) 高齢者賃貸住宅家賃助成

高齢者賃貸住宅家賃助成は、市内の賃貸住宅に居住する高齢者が立ち退きの理由で他の市内の賃貸住宅に転居した場合、又は、身体上の都合によりやむを得ず住宅の3階以上から1階へ転居した場合で、転居後の家賃が転居前の家賃より高額となったときに、その差額を助成する事業です。

### (3) 高齢者住宅

建て替え等の立ち退きの理由で住宅に困窮している場合に市が借り上げた高齢者住宅を提供する事業で、現在、1棟8戸を提供しています。

### (4) 有料老人ホーム

有料老人ホームは、高齢者が入居し、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援等が提供される施設です。

現在、市内には、介護保険サービスの特定施設として指定を受けた「介護付き有料老人ホーム」2施設（定員180人分）、特定施設の指定を受けていない「住宅型有料老人ホーム」3施設（定員310人分）が整備されています。

今後においても、特別養護老人ホーム等の介護保険施設を含めた住み替えの選択肢の1つとして、届出を受ける埼玉県と調整を図りながら、高齢者のニーズに

対応した整備に努めていきます。

## **(5) サービス付き高齢者向け住宅**

サービス付き高齢者向け住宅は、高齢者向けの賃貸住宅であり、安否確認や生活相談その他の日常生活を営むために必要なサービスが提供されるものです。

平成 23 年度に「高齢者住まい法」に位置づけられて以来、介護保険サービスの特定施設としての指定を受けたものや医療系サービスの充実を図ったものなど、現在、市内には 6 棟 226 戸が整備されています。

今後においても、サービス付き高齢者向け住宅の登録を行う埼玉県が定める「高齢者居住安定確保計画」との調和を図りながら、高齢者の多様なニーズに応じた特色あるサービス付き高齢者向け住宅の整備を促進していきます。